

感染症にかかったら

健康管理や予防に努めながらも、もし感染症にかかってしまった時にはしっかりと休養し、子どもへの負担をできる限り減らしてあげることと共に、周囲への感染防止にもご協力ください。

なお、治癒後の登園の際に『許可証』が必要になる場合があります。用紙は園のほうにありますので、お申出下さい。

◆学校保健安全法における感染症の種類

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※治癒するまでは出席停止

◆保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省)における乳幼児がかかりやすい感染症 (医師が記入した診断書が必ず必要な感染症)

病名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ感染症を除く)	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	症状が始まった日から5日以内に症状がなくなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は解熱後、3日を経過するまで
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消えるまで
水ぼうそう	発疹出現1~2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳の下の腫れが治るまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状がなくなってから2日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの



◆保育所における感染症ガイドライン(厚生労働省)における乳幼児がかかりやすい感染症 (医師の診断が必要な感染症)

病名	感染しやすい期間	登園許可のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口の中に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
りんご病(伝染性紅斑)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐と下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
◎その他の伝染病 以下参照		
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ		



予防接種をうけましょう



子ども達が集団で生活する園では、その子の病気を予防するだけでなく、他の子にうつして感染症がまん延するのを防ぐために、予防接種を大事に考えています。

予防接種を受けた後は、何の予防接種をいつ受けたかをご連絡ください。様々な副反応が起こることがありますので、園でも経過を見ていきます。